

令和7年度

介護保険料のお知らせ

普通徴収

令和7年度の介護保険料が決定しました

介護保険料を普通徴収(納付書)により納める方へ、令和7年度の介護保険料年額をお知らせします。

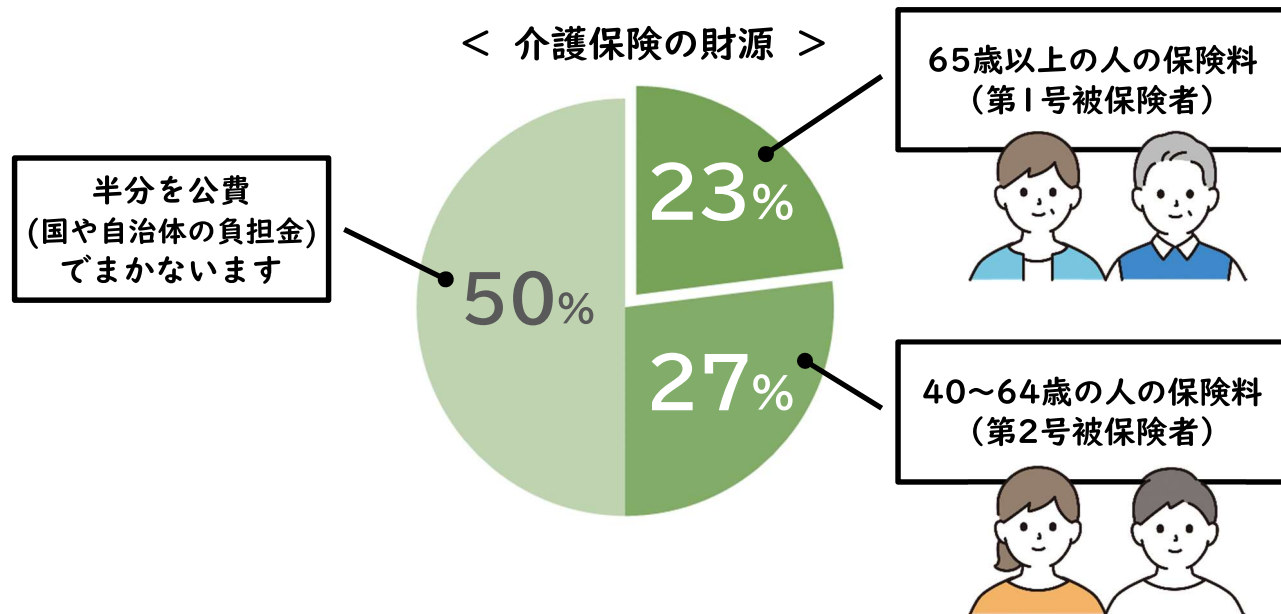
令和7年度の介護保険料は令和6年中(令和6年1月～12月)の本人の所得や世帯の住民税課税状況に基づき計算します。必ず通知書の記載内容をご確認ください。

同封の納付書を持参のうえ、最寄りの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等で納付をお願いします。

保険料の決まり方 ～介護保険事業の大切な財源です～

●介護保険の財源

介護保険の財源は半分が「公費(国や自治体の負担金)」、残り半分は40歳以上の方が納める「保険料」から成り立っています。介護保険を健全に運営していくために、保険料の納付にご理解をお願いします。



●介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、市で令和6～8年度の3年間に必要な介護サービスの総費用(推計)から算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況に応じて決定されます。

< 基準額の算出方法 >

令和6～8年度に市で必要な介護サービスの総費用



×

第1号被保険者の負担割合
23%



23%

=

令和6～8年度の第1号被保険者の延人数



令和6～8年度

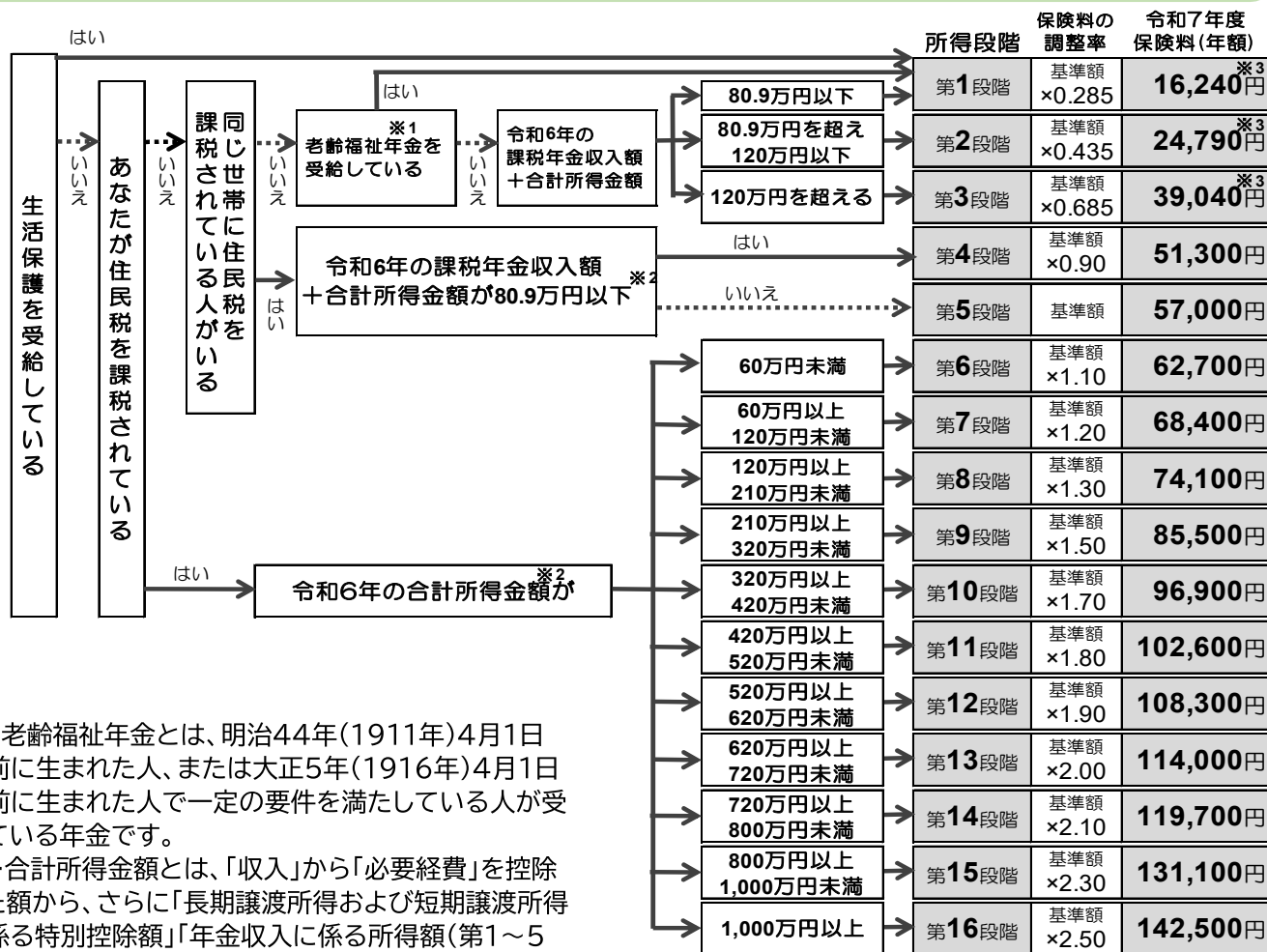
基準額
57,000 円(年額)

「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況に応じて保険料(16段階)が決定



あなたの介護保険料は？

65歳以上の人（第1号被保険者）



※1…老齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2…合計所得金額とは、「収入」から「必要経費」を控除した額から、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」「年金収入に係る所得額(第1～5段階のみ)」を控除した額となります。また、**第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額となります。**

※3…第1～3段階は、公費負担による軽減後の額。

納入通知書の見方

2ページ目

令和7年度に納付する保険料額は 年額 円で、所得段階は です。

期別保険料額

普通徴収(納付書または口座振替など)			特別徴収(年金天引き)	
期別	保険料額	納期限	年金支給月	保険料額
1期	円	令和7年7月31日	4月	
2期	円	令和7年9月1日	6月	
3期	円	令和7年9月30日	8月	
4期	円	令和7年10月31日	10月	
5期	円	令和7年12月1日	12月	円
6期	円	令和8年1月5日	2月	円
7期	円	令和8年2月2日	特別徴収額計	円
8期	円	令和8年3月2日		
9期	円	令和8年3月31日		
普通徴収額計		円		

特別徴収

特別徴収対象年金	
年金支給月	令和7年度の保険料額(年額)

なお、特別徴収される方の翌年度仮徴収額は下記のとおりです。

年金支給月	仮徴収額
令和8年4月	円
令和8年6月	円
令和8年8月	円

保険料の支払い方法と期別の納付額

令和7年度の保険料額(年額)

今年度のあなたの所得段階

3ページ目

保険料算定の基礎

被保険者氏名

所得段階を決定する際の基礎となった所得や世帯の住民税課税状況など

本人の住民税課税区分		合計所得金額	円
世帯の住民税課税区分		課税年金収入額	円
老齢福祉年金		生活保護(開始月)	

令和8年度の仮徴収額
※10月以降特別徴収の人のみ記載あり

令和7年度						令和8年度		
普通徴収(納付書など)			特別徴収(年金天引き)					
1期	2期	3期	10月	12月	2月	4月	6月	8月
6,600円	6,300円	6,300円	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円
			本徴収  年金天引き開始			 仮徴収 同額を納めます		
年間保険料額57,000円								



Q. 5月に65歳になりました。いつから保険料を納めればいいのですか？

A. 65歳の誕生日の前日の属する月の分から月割で算定した保険料を納めます。

5月1日生まれの場合 → 4月分から納めます

5月2日生まれの場合 → 5月分から納めます

【例】5月2日生まれの人で第5段階（年額 57,000 円 ÷ 12 月 = 月額 4,750 円）の場合

→ 保険料の年額は、月額 4,750 円 × 11 月 = 52,250 円 年額 52,250 円を9回に分けて納めます。

Q. 年金天引きに切り替わるのはいつごろですか？

A. 月額1万5千円以上の老齢年金などを受給される人の介護保険料は、特別徴収（年金天引き）となります。なお、65歳になった人や転入した人、また前年度の途中で介護保険料額が減額になり年金天引きができなかった人は、保険料の支払方法が年金天引きに切り替わるまでに、半年から1年ほどの時間がかかります。切り替え時期はそれぞれ異なります。

【例】令和7年5月に65歳になった人 → 令和8年4月以降、年金天引きに切り替わる予定です。

※切り替えは市が行いますので、手続きは不要です。年金天引きに切り替わる方には、事前に通知します。

Q. 介護サービスを利用しなくても保険料を納めるのですか？納めた保険料は返してもらえますか？

A. みなさんに納めていただく保険料は、介護保険の大切な財源です。医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づき高齢者を支える社会保険制度です。ご理解をお願いします。

なお、市では介護認定を受けていない人を対象に、一般介護予防事業を実施しています。詳しくはお住まいの各地域包括支援センターにお問い合わせください。

収入の申告をしていない人は

- 遺族年金や障害年金など住民税課税の対象とならない収入のみの人や収入がなかった人については、確定申告等の必要がないため、申告をしていなくても、介護保険料の所得段階は第1段階または第4段階で決定しています。
- 介護保険料の年額が決定した後、収入が明らかになった場合には、遡って介護保険料を変更し、追加で納めていただくことがありますので、正しい収入の申告をお願いします。

介護保険料を滞納すると？

- 災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、介護サービスを受ける際の自己負担割合（1～3割）が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりする、給付制限措置がとられます。納め忘れのないようにしましょう。

40歳から64歳までの介護保険料は、医療保険料に含まれています

- 40歳から64歳までの介護保険料は、それぞれ加入している医療保険の中で医療保険料と一緒に納めています。保険料額に関しては、各医療保険組合にお問い合わせください。